

新規上場申請のための四半期報告書

株式会社マーキュリーリアルテクノロジー

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2022年 1 月20日
【四半期会計期間】	第31期第 2 四半期(自 2021年 6 月 1 日 至 2021年 8 月31日)
【会社名】	株式会社マーキュリーリアルテックイノベーター
【英訳名】	MERCURY REALTECH INNOVATOR Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 陣 隆浩
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目 6 番 1 号
【電話番号】	03－5339－0950
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート本部長 河村 隆博
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目 6 番 1 号
【電話番号】	03－5339－0950
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート本部長 河村 隆博

目 次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3【経営上の重要な契約等】	4
第3【提出会社の状況】	5
1【株式等の状況】	5
2【役員の状況】	12
第4【経理の状況】	13
1【四半期財務諸表】	14
2【その他】	21
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	22
四半期レビュー報告書	23

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第31期 第 2 四半期 累計期間	第30期
会計期間		自 2021年 3 月 1 日 至 2021年 8 月31日	自 2020年 3 月 1 日 至 2021年 2 月28日
売上高	(千円)	712, 353	1, 254, 860
経常利益	(千円)	124, 527	62, 506
四半期（当期）純利益	(千円)	81, 441	43, 727
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	-
資本金	(千円)	45, 400	45, 400
発行済株式総数	(株)	24, 000	24, 000
純資産額	(千円)	264, 201	182, 718
総資産額	(千円)	650, 540	607, 530
1 株当たり四半期（当期）純利益	(円)	34. 08	18. 30
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期（当期）純利益	(円)	-	-
1 株当たり配当額	(円)	-	-
自己資本比率	(%)	40. 4	29. 8
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	130, 576	97, 976
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△26, 827	△59, 934
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△61, 337	△39, 178
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高	(千円)	267, 157	224, 745

回次		第31期 第 2 四半期 会計期間
会計期間		自 2021年 6 月 1 日 至 2021年 8 月31日
1 株当たり四半期純利益	(円)	12. 27

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していないため、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期（当期）純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 当社は、第30期第 2 四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第30期第 2 四半期累

計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

6. 当社は、2021年11月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。そのため、1株当たり四半期（当期）純利益は、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した事業等のリスクについての重要な事項はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。なお、当社は、前第2四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 経営成績の状況

当第2四半期の景気動向は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いております。

当社が事業展開している不動産業界におきましては、金融緩和政策の継続による不動産価格の高止まりや感染拡大防止のためのテレワークの推進に伴う新たな住宅需要の創出等を背景として、追い風が続いております。

このような事業環境の下、不動産情報サービスの提供を行う当社は積極的に新商品の開発を進め、サービスの拡大を進めてまいりました。

この結果、当第2四半期累計期間の売上高は712,353千円、営業利益は120,315千円、経常利益は124,527千円及び当期純利益は81,441千円となりました。

なお、当社は不動産マーケティングソリューション事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 財政状態の状況

(資産)

当第2四半期会計期間末における流動資産は471,634千円となり、前事業年度末に比べ28,332千円増加しました。これは主に、売掛金の入金により現預金が35,208千円増加したことによるものであります。固定資産は178,906千円となり、前期末に比べ14,677千円増加しました。これは主に、投資その他の資産が9,046千円減少した一方、無形固定資産が25,484千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は650,540千円となり、前事業年度末に比べ43,010千円増加しました。

(負債)

当第2四半期会計期間末における流動負債は283,047千円となり、前事業年度末に比べ10,417千円減少しました。これは主に、税引前四半期純利益の増加に伴い未払法人税等が23,285千円増加した一方、返済により借入金及び社債が32,802千円減少したことによるものであります。固定負債は103,291千円となり前期末に比べ28,055千円減少しております。これは主に、返済により長期借入金が27,302千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産は264,201千円となり、前事業年度末に比べ81,482千円増加いたしました。これは主に四半期純利益の計上により利益剰余金が81,441千円増加したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」）は、前事業年度末と比べ42,411千円増加し、267,157千円となりました。

各キャッシュ・フローとそれらの要因は次のとおりであります

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは130,576千円の収入となりました。これは主に税金等調整前当期純利益124,527千円及び減価償却費11,774千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは26,827千円の支出となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出33,682千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは61,337千円の支出となりました。これは主に長期借入金の返済による支出44,904千円及び社債の償還による支出5,000千円によるものであります。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期累計期間において、当社の定めている経営方針・経営戦略等に重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

当第2四半期累計期間の研究開発費の総額は3,858千円であります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000
計	200,000

(注) 2021年10月14日開催の取締役会及び2021年10月29日開催の臨時株主総会の決議により、2021年11月2日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は9,400,000株増加し、9,600,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年1月20日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	24,000	2,400,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	24,000	2,400,000	-	-

(注) 1. 2021年10月14日開催の取締役会決議により、2021年11月2日付で当社普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は2,376,000株増加し、2,400,000株となっております。

2. 2021年10月29日開催の臨時株主総会決議により、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第9回新株予約権（有償ストックオプション）

決議年月日	2021年6月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	監査役 1
新株予約権の数（個） ※	25
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数（株） ※	普通株式 25 [2,500] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	76,000 [760] (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年7月1日 至 2031年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 76,000 [760] 資本組入額 38,000 [380]
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項 ※	(注) 5

※新株予約権の発行時（2021年7月1日）における内容を記載しております。なお、提出日（2022年1月20日）現在にかけて変更された事項については、提出日現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については新株予約権の発行時における内容から変更ありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、提出日現在では100株であります。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

（1）新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

①行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。

②本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

③本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。

（2）新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

（3）当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

（4）新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

（5）本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

（6）各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の取得事由及び条件

（1）新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

（2）新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約

権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

上記「3. 新株予約権の行使条件」に準じて決定する。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由

上記「4. 新株予約権の取得事由及び条件」に準じて決定する。

第10回新株予約権

決議年月日	2021年6月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員 2
新株予約権の数（個） ※	6
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 6 [600] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	76,000 [760] (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年7月1日 至 2031年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 76,000 [760] 資本組入額 38,000 [380]
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※新株予約権の発行時（2021年7月1日）における内容を記載しております。なお、提出日（2022年1月20日）現在にかけて変更された事項については、提出日現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については新株予約権の発行時における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、提出日現在では100株であります。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割・併合の比率

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた

場合は、この限りではない。

(2) 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

(3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

4. 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

上記「3. 新株予約権の行使条件」に準じて決定する。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由

上記「4. 新株予約権の取得事由及び条件」に準じて決定する。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年8月31日	-	24,000	-	45,400	-	10,000

(注) 1. 2021年10月14日開催の取締役会決議により、2021年11月2日を効力発生日として普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行い、発行可能株式総数は9,400,000株増加し、9,600,000株となっております。

2. 上記発行済株式総数については、当該株式分割前の発行済株式総数を記載しております。

(5) 【大株主の状況】

2021年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
陣 隆浩	東京都新宿区	12,600	52.72
株式会社JINX	東京都新宿区西新宿六丁目15番1号	6,000	25.10
Zホールディングス株式会社	東京都千代田区紀尾井町一丁目3番 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー	1,200	5.02
森山 一郎	東京都品川区	1,100	4.60
株式会社GA technologies	東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー40階	800	3.35
伊藤 修一	東京都武蔵野市	780	3.27
アットホームホールディングス株式会社	東京都大田区西六郷四丁目34番12号	600	2.51
大寺 利幸	東京都江東区	400	1.67
島田 佳明	東京都中野区	300	1.26
米光 清史	東京都中央区	120	0.50
計	—	23,900	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 23,900	23,900	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	24,000	-	-
総株主の議決権	-	23,900	-

(注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社保有の自己株式であります。

2. 2021年10月14日開催の取締役会決議により、2021年11月2日付で当社普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は2,376,000株増加し、2,400,000株となっております。

3. 2021年10月29日開催の臨時株主総会決議により、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

4. 上記発行済株式総数については、当該株式分割前の発行済株式総数を記載しております。

② 【自己株式等】

2021年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社マージャー リアルテクノロジー	東京都新宿区西新宿 二丁目6番1号	100	-	100	0.42
計	-	100	-	100	0.42

2 【役員の状況】

前事業年度の定時株主総会終了後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)	就任年月 日
監査役	呉田 将史	1986年 1月19日生	2007年12月	(注)2	-	2021年 5月28日
			新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所			
			2010年8月			
			公認会計士開業登録			
			2016年7月			
			SMBC日興証券株式会社公開引受部 出向			
			2018年7月			
			EY新日本有限責任監査法人 出向帰 任			
			2019年2月			
			EY新日本有限責任監査法人 退職			
			2019年3月			
			呉田公認会計士事務所開業(現任)			
			2020年7月			
			ESネクスト監査法人設立 代表パー トナー就任 (現任)			
			2021年5月			
			当社監査役就任 (現任)			

(注) 1. 監査役呉田将史は社外監査役であります。

2. 2021年5月28日開催の定時株主総会終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

(2) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
監査役	網野 秀雄	2021年5月28日

(3) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第2四半期会計期間(2021年6月1日から2021年8月31日まで)及び第2四半期累計期間(2021年3月1日から2021年8月31日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例について

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年2月28日)	当第2四半期会計期間 (2021年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	234,349	269,557
売掛金	177,083	185,849
仕掛品	3,371	-
原材料及び貯蔵品	183	146
その他	28,313	16,081
流動資産合計	443,301	471,634
固定資産		
有形固定資産	22,297	20,537
無形固定資産	56,026	81,511
投資その他の資産	85,904	76,858
固定資産合計	164,228	178,906
資産合計	607,530	650,540

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年2月28日)	当第2四半期会計期間 (2021年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	68,226	70,085
短期借入金	14,900	4,700
一年内返済予定の長期借入金	82,696	65,094
未払法人税等	19,801	43,086
賞与引当金	13,292	19,455
その他	94,548	80,625
流動負債合計	293,464	283,047
固定負債		
長期借入金	128,234	100,932
その他	3,113	2,359
固定負債合計	131,347	103,291
負債合計	424,811	386,339
純資産の部		
株主資本		
資本金	45,400	45,400
資本剰余金	10,000	10,000
利益剰余金	126,918	208,359
自己株式	△1,250	△1,250
株主資本合計	181,068	262,509
新株予約権	1,650	1,691
純資産合計	182,718	264,201
負債純資産合計	607,530	650,540

(2) 【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)
売上高	712,353
売上原価	339,460
売上総利益	372,893
販売費及び一般管理費	※1、※2 252,577
営業利益	120,315
営業外収益	
受取利息	1
助成金収入	5,670
その他	327
営業外収益合計	5,998
営業外費用	
支払利息	1,042
その他	743
営業外費用合計	1,786
経常利益	124,527
税引前四半期純利益	124,527
法人税等	43,086
四半期純利益	81,441

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	124,527
減価償却費	11,774
受取利息及び受取配当金	△1
敷金償却費	691
助成金収入	△5,670
支払利息	1,042
売上債権の増減額(△は増加)	△8,765
仕入債務の増減額(△は減少)	1,858
その他	17,782
小計	143,240
利息及び配当金の受取額	1
助成金の受取額	7,870
利息の支払額	△733
法人税等の支払額	△19,801
営業活動によるキャッシュ・フロー	130,576
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の払戻による収入	7,203
有形固定資産の取得による支出	△214
無形固定資産の取得による支出	△33,682
資産除去債務の履行による支出	△8,133
保険積立金の解約による収入	8,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△26,827
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	△10,200
長期借入金の返済による支出	△44,904
リース債務の支払による支出	△1,275
社債の償還による支出	△5,000
新株予約権の発行による収入	41
財務活動によるキャッシュ・フロー	△61,337
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	42,411
現金及び現金同等物の期首残高	224,745
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 267,157

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症について、今後の広がり方や収束時期を予測することは困難ですが、当第2四半期会計期間における当社の事業活動へ与える影響は限定的であります。

したがって、当第2四半期会計期間においては、新型コロナウイルス感染症の影響は軽微であると仮定して会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化・深刻化し、当社の事業活動に支障が生じる場合、翌四半期会計期間以降の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(四半期損益計算書関係)

※ 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)
給料及び手当	109,780千円
業務委託手数料	21,986 〃

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)
現金及び預金	269,557千円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	△2,400千円
現金及び現金同等物	267,157千円

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間(自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、不動産マーケティングソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年8月31日)
1株当たり四半期純利益	34円08銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	81,441
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	81,441
普通株式の期中平均株式数(株)	2,390,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、2021年11月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は2021年10月14日開催の取締役会において2021年11月2日を効力発生日とする株式分割を決議しております。また、2021年10月29日に開催しました臨時株主総会において、定款の一部を変更し発行可能株式総数の変更及び単元株制度の採用を決議しております。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2021年11月1日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する当社株式を1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

- ① 株式分割前の発行済株式総数 : 24,000株
- ② 今回の分割により増加した株式数 : 2,376,000株
- ③ 株式分割後の発行済株式総数 : 2,400,000株
- ④ 株式分割後の発行可能株式総数 : 9,600,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2021年11月2日

(4) 1株当たり情報

1株当たりに及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

3. 発行可能株式総数の変更

発行可能株式総数を、上限である発行済株式数の4倍以内の9,600,000株と変更いたしました。

4. 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年1月13日

株式会社マーキュリーリアルテックイノベーター

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

山本 秀仁

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

栗野 正成

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マーキュリーリアルテックイノベーターの2021年3月1日から2022年2月28日までの第31期事業年度の第2四半期会計期間（2021年6月1日から2021年8月31日まで）及び第2四半期累計期間（2021年3月1日から2021年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マーキュリーリアルテックイノベーターの2021年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上